# 年金記録確認滋賀地方第三者委員会(第2回) 議事要旨

- 1 日 時 平成19年8月7日(火) 13時30分から16時00分
- 2 場 所 ピアザ淡海「県民交流センター」 2階 201会議室
- 3 出席者

(委員会) 岩崎委員長、川辺委員、十二里委員、物江委員、盛武委員 (滋賀行政評価事務所) 小室所長 (事務室) 藤井事務室長ほか事務室員4名

### 4 議 題

- (1) 年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議の開催結果について
- (2) 年金記録確認滋賀地方第三者委員会事務手続要領(案) について
- (3) 滋賀社会保険事務局管内における申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (4) 申立案件の審議
- (5) その他

#### 5 会議経過

- (1) 7月18日に東京都で開催された「年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議」に出席した物工委員長代理から、会議内容の報告があった。
- (2) 事務室から年金記録確認滋賀地方第三者委員会事務手続要領(案)についての説明があった。
- (3) 事務室から滋賀県内の社会保険事務所における申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (4) 申立案件の審議を行った。(厚生年金1件、国民年金2件)

厚生年金に係る申立案件の審議に当たっては、保険料控除の有無や加入実態等を審議し、被保 険者が保険料を納付しているか、事業者が適切な届出を行っているかなどの議論が行われた。

また、国民年金に係る案件の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(5) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第3回) は8月22日(水)9時30分から、次々回(第4回)は8月29日(水)13時30分から開催すること となった

文 責: 事務室 後日修正の可能性あり

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会(第3回) 議事要旨

- 1 日 時 平成19年8月22日(水)09時30分から12時00分
- 2 場 所 ピアザ淡海「県民交流センター」 3階 302会議室
- 3 出席者

(委員会) 岩崎委員長、物江委員長代理、川辺委員、十二里委員、盛武委員 (滋賀行政評価事務所) 小室所長 (事務室) 藤井事務室長ほか事務室員4名

### 4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

### 5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案2件(継続1件、新規1件)、国民年金に係る事案5件(継続2件、新規3件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(3) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第4回) は8月29日(水)13時30分から、次々回(第5回)は9月4日(火)13時30分から開催すること となった

文 責 : 事 務 室 後日修正の可能性あり

# 年金記録確認滋賀地方第三者委員会(第4回) 議事要旨

- 1 日 時 平成19年8月29日(水) 13時30分から16時00分
- 2 場 所 ピアザ淡海「県民交流センター」 3階 302会議室
- 3 出席者

(委員会) 岩崎委員長、物江委員長代理、川辺委員、十二里委員、盛武委員 (滋賀行政評価事務所) 小室所長 (事務室) 藤井事務室長ほか事務室員4名

# 4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

### 5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案5件(継続1件、新規4件)、国民年金に係る事案3件(継続1件、新規2件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、国民年金事案1件の申立を認め、あっせん案を審議し、決定した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第5回)は9月4日(火)13時30分から、次々回(第6回)は9月12日(水)13時30分から開催することとなった

文 責 : 事 務 室 後日修正の可能性あり